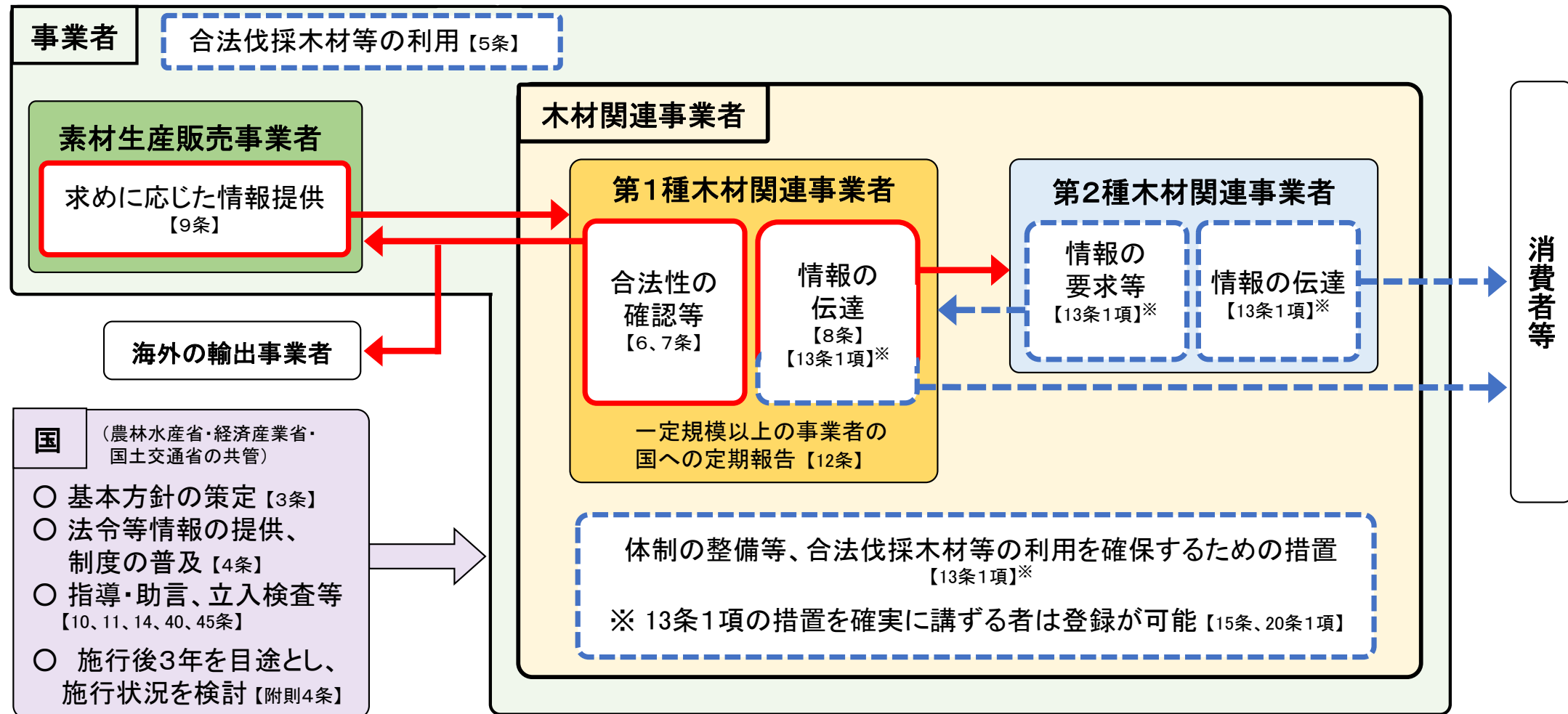


改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

□→ : 義務 □→ : 努力義務



木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

(1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

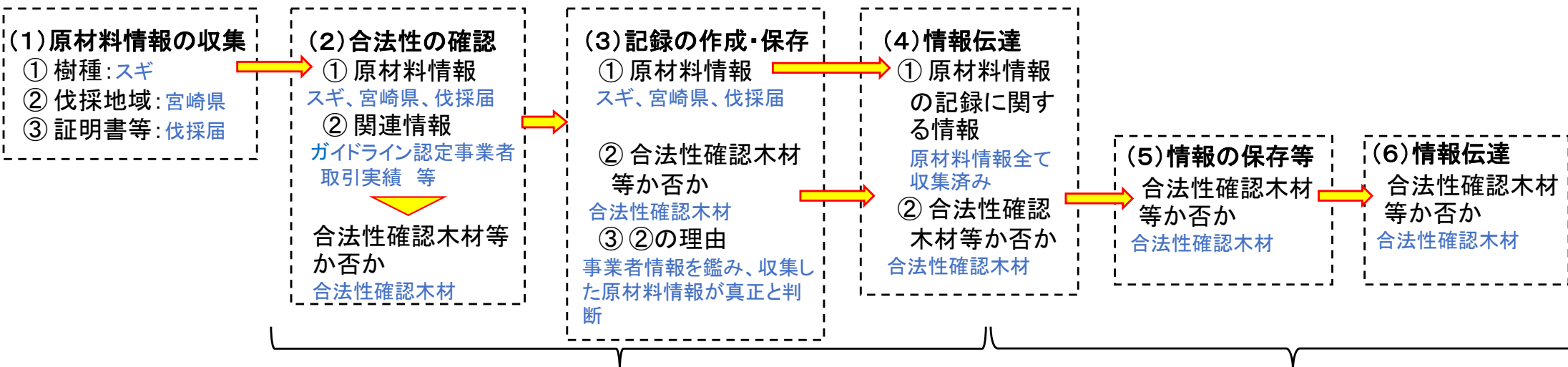
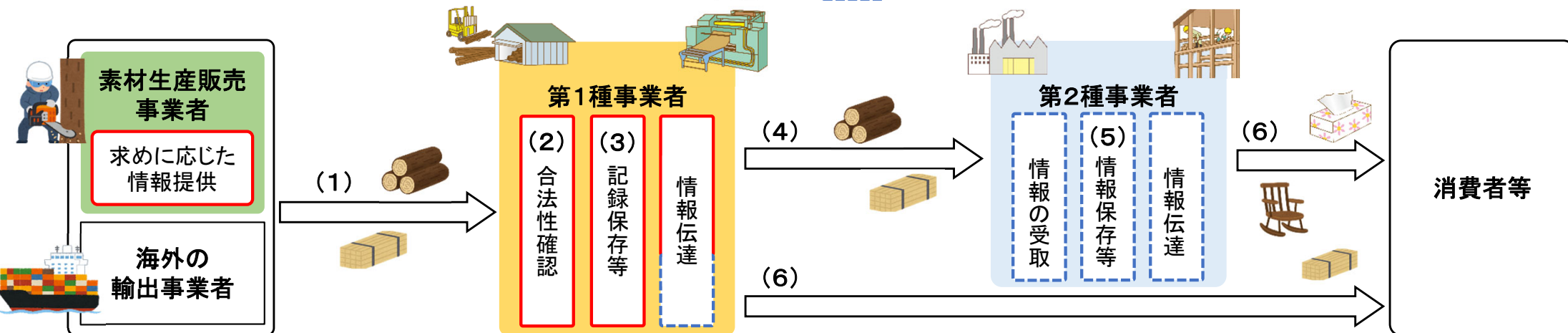
(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

→ : 情報の変遷

→ : 木材等の流れ

□ : 義務

□ : 努力義務



収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

受け取った情報をそのまま保存、伝達

※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る
 ※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（賃加工を行う事業者）は、木材関連事業者に該当しない

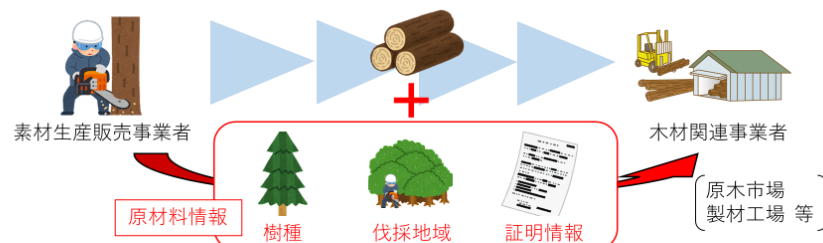
情報提供：素材生産事業者への周知について

都道府県経由で、市町村に対して、伐採届の提出にきた素材生産事業者へチラシ配布をお願いしています

伐採造林届出書を提出される皆様へ

令和7年4月1日以降に樹木を譲り渡す場合は 合法性に関する情報提供が必要です

クリーンウッド法※は、合法性が確認された木材の流通を促進する法律です。
素材生産販売事業者は合法性の確認に必要な原材料情報を提供する役割を担います。



※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

【素材生産販売事業者って？】

- 伐採と販売を行う素材生産事業者
- ※伐採のみを委託されている場合、
素材生産販売事業者になりません。

【何を情報提供すればいいの？】

- 樹種、伐採地域（都道府県や市町村）
- 証明情報：伐採造林届出書、伐採造林届出書の適合通知書、森林経営計画書、
国有林における林産物の売買契約書などの該当箇所の写し

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれていますので、届出書の写しを提供すれば
3つの原材料情報を提供したことになります。

【必ず原材料情報を提供しないといけないの？】

- 有償・無償の譲り渡しに関わらず、求められた場合に原材料情報を提供する
必要があります。
- 後から求められる場合の手間を考慮し、樹木を譲り渡す時に自主的に情報提
供することが好ましいと考えられます。

素材生産販売事業者が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための
ガイドライン」における関係団体の認定を受けている場合について

- ・本ガイドラインの認定事業者として発行した樹木に対する証明書は証明情報
として活用可能です（除伐などを含む）。
- ・納品書に樹種、伐採地域、本ガイドラインに基づく証明情報を記載すれば、
3つの原材料情報を提供したことになります。

裏面にQ & Aを掲載しています。

Q & A

【譲り渡し相手が誰であれば情報提供するの？】

- 消費者以外であれば、情報提供の必要があります。

【樹種情報はどんなものを提供すればよいの？】

- 伐採造林届出書に記載されている樹種名等、取引において通常用いられ
る名称でかまいません。

【証明情報は写しをそのまま提供する必要がありますか？】

- 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り・添付資料の
省略等をして構いません。契約条件に関する情報等、商取引上不利に
なる可能性がある部分は提供する必要はありません。

【除伐等の届出が不要な伐採の場合、どうすればよいですか？】

- 「除伐による樹木であるため、証明書が存在しません。」というように、
証明情報が手続き上存在しないことを伝えてください。

【どんな方法で情報提供するの？】

- 基本的には相手に求められた方法で情報提供してください。書面、電子
メール等が考えられます。



クリーンウッド法の詳細は、
林野庁の情報提供サイト
「クリーンウッド・ナビ」へ！
※随時、情報更新しています。



PRキャラクター「クリーンウッドちゃん」

お問い合わせ先：林野庁 林政部 木材利用課

合法伐採木材利用推進班（03-6744-2496）

木材関連事業者の登録制度について

登録制度とは？

- 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を申請します
- 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクルを着実に回していく基盤となる制度です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます

登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化を図ることができます
- 法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上します
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます



(一社) 全国木材組合連合会作成

- 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



・登録に関するパンフレット



・登録実施機関一覧



・登録木材関連事業者一覧



クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>

